

第4回理事会(臨時) 議事概要

- 1 開催日時 令和2年11月17日(火) 15時00分～18時30分
- 2 開催場所 Japan Sport Olympic Square14階 岸清一メモリアルルーム(東京都・新宿区)
次の理事は、Web会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加した。
高田裕司 星野一朗

3 出席者 出席理事 22名(代表理事を含む。)

| | | | |
|------|-------|------|------|
| 会長 | 山下泰裕 | 副会長 | 田嶋幸三 |
| 副会長 | 松丸喜一郎 | 専務理事 | 福井烈 |
| 常務理事 | 尾縣貢 | 常務理事 | 糴井圭子 |
| 常務理事 | 細倉浩司 | | |
| 理事 | 伊東秀仁 | 理事 | 伊藤雅俊 |
| 理事 | 上野広治 | 理事 | 大河正明 |
| 理事 | 大塚眞一郎 | 理事 | 北野貴裕 |
| 理事 | 小風明 | 理事 | 高田裕司 |
| 理事 | 高橋尚子 | 理事 | 野端啓夫 |
| 理事 | 古谷利彦 | 理事 | 星野一朗 |
| 理事 | 南和文 | 理事 | 山口香 |
| 理事 | 山崎浩子 | | |

※山下会長は17時20分頃、所要のため退席。退席後は、田嶋副会長が議長となり、議事を進行。

監事総数 3名

出席監事 有竹隆佐、飯坂紳治、塗師純子

4 議事の経過の要領及びその結果

【山下会長挨拶】

- ・11月15日よりトーマス・バッハ国際オリンピック委員会(IOC)会長が来日している。15日は、菅義偉内閣総理大臣と会談し、観客を入れた形での東京2020大会開催実現に向けて、連携をより強固にすることで一致した。16日は、日本オリンピックミュージアム(JOM)にて、安倍晋三前内閣総理大臣へのオリンピックオーダー授与式を開催。本日は、選手村及び国立競技場を視察後、JOMにて、東京2020大会を目指すアスリートやIOCソリダリティーの支援を受けて日本国内で活動している海外選手とともに聖火を視察し、意見交換を行う予定。
- ・令和2年度文化功労者及び秋の褒章・叙勲が発表され、田嶋副会長が藍綬褒章を受章された。
- ・本日の会議では、特に重要な議案として「JOCのガバナンスコード遵守に向けた取り組み」を取り上げる。加盟団体(NF)に対し、JOCは統括団体として模範を示すべきと考えている。会議では提案の趣旨を十分に説明するとともに、役員から様々な意見を伺いたい。今回先送りにした議案については、12月17日15時より臨時理事会を招集し、審議したい。

山下会長からの挨拶後、下記の報告があった。

- ・11月7日付の朝日新聞に、友添常務理事に関して、勤務する早稲田大学内でパワーハラスメントを行っていたとする内部告発があり、早稲田大学調査委員会が報告書をまとめたとの記事が掲載された。本件について、理事会等において適切な説明が必要との判断から早稲田大学

宛に事実関係の確認とその回答を求め、以下回答を得た。

- ・ 大学理事の辞任は自己都合、辞任の経緯は個人情報なので回答できない。
 - ・ 懲戒処分は行っていない。
 - ・ 調査委員会は学外秘扱いであり情報開示はしない。
- ・ 友添常務理事より 11 月 12 日に本会理事辞任願が提出され、翌 13 日に受理した。友添理事の辞任に伴い、定款に定める理事数を下回ることになる。一般法人法 342 条第 13 号では「定款に定めた員数が欠けた場合には、遅滞なく、後任の理事を選任する必要がある」ことから、速やかに後任理事の選考手続き及びスケジュールについて整理し、次回理事会にて提案したい。

【主な意見】

- ・ 本件について倫理委員会は一切関知しておらず、事務局より倫理委員会委員長への報告、相談も全くなかった。常務理事に関する案件に対して、常務理事だけで対応を決めたのは、「法令順守よりも組織内の習慣や人間関係への配慮が優先され、時として『身内』には通用しても社会一般からは到底理解を得られないような組織運営に陥るケースも見られる」というものであり JOC に対する社会の信頼が損なわれたことは誠に遺憾である。
- ・ 倫理委員会の調査範囲について、対象者が勤務する大学を調査することが可能なのか、どの範囲まで取扱うのか等、明確になっていない。
- ・ 倫理委員会の調査範囲は、ケースバイケースで判断すべきもので、JOC の役職員だったことがポイントであり、JOC と関わりのない問題と言いきれたかの調査が必要だった。

(1)第 1 号議案 ガバナンスコード遵守に向けた取り組みについて

1)スポーツ団体ガバナンスコード遵守に向けた JOC の取り組みについて

ガバナンスコード策定は、過去スポーツ団体が「身内」のみで運営されていたことから、社会一般からは到底理解を得られないような組織運営に陥るケースが見られたことが発端となり、令和元年 6 月に策定された。NF は、その意思決定や業務運営が大きな社会的影響力を有するとともに、公的資金の投入、公益法人としての税制優遇等を受けていることから、国民・社会に対して説明責任を果たすことが求められる公共性の高い団体であり、特に高いレベルのガバナンスの確保が一層求められている。ガバナンスコード策定の過程では、政府の権限を強化してスポーツ団体のガバナンスを確保すべきだという意見も出たが、スポーツ団体の自主性・自律性を尊重し、スポーツ界自らが適正なガバナンスの確保を図るべきということで現在の枠組みが構築された。こうした背景により、JOC は日本スポーツ協会(JSPO)、日本障がい者スポーツ協会(JPSA)とともに、令和 2 年度から統括団体として各 NF がガバナンスコードを遵守しているか審査を開始する。信頼性のある審査を行うためにも、まずは JOC 自身がガバナンスコードを遵守し、率先垂範してガバナンス確保の重要性を示すことが極めて重要である。

適正なガバナンス確保のためにガバナンスコードで求められている事項は大きく 2 点。第一に、安定的かつ持続的な組織運営を実現するための計画を策定・公表し、その説明責任を果たすこと。JOC は令和元年度第 8 回理事会（令和 2 年 1 月 29 日開催）にて「JOC Goal and Action for Tokyo2020」を策定し、東京 2020 大会の 1 年延期を受けて現在見直し作業を行っており、年明けには理事会に上程する予定。中期計画については 2022 年度からの 3 か年計画の策定に向けて作業を行っている。今後はこの計画を着実に実施するとともに、取り組みの成果等を検証し、対外的にも説明責任を果たしていきたい。

第二に、理事がその権限を適切に行使するとともに、理事会や評議員会がそれを的確に監督すること。理事は「理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画し、代表理事の業務執行を監督する役割を担う」こと、理事会は「法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持つ」こと、監事は「理事会の職務の執行、計算書類等を監査する」ことがそれぞれの役割である。ガバナンスコードではこれらの機能を十分に果たせるように、女性理事や外部理事を一定割合登用し、理事等の多様性の確保や理事会等の新陳代謝を図ることを求めている。また、迅速かつ戦略的な意思決

定及びその的確な監督を行うため、理事会及び評議員会を適正な規模にすることも求められている。

上記を踏まえ、JOCとして取り組むべき事項は大きく3点。第一に、理事会の構成等の見直しについて、令和3年度定時評議員会での役員改選に間に合うよう議論を進めるべきと考える。

第二に、評議員会の検討について、評議員の次期改選は令和5年度のため、役割、多様性の確保の方策等、時間をかけて議論したい。

第三に、中期計画の検討については、現在計画を策定中であり、中期計画策定後に計画に沿った組織運営の在り方について検討したい。

上記役員選考方法と理事候補者の資格に基づき、来年の東京2020大会直前の6月に開催される定時評議委員会で役員改選を行うこととする。東京2020大会が1年延期になったことに伴い、以下の点には配慮しつつ進めていく。

- ・東京2020大会に向けた各種施策の継続性を維持するとともに、役員改選に伴う混乱を招かないこと。
- ・改訂した「JOC Goal and Action for Tokyo2020」を組織として共有していくこと。
- ・法律上、役員の任期を延長することはできないため、現役員が東京2020大会の終了まで新役員をサポートする環境を整備すること。

なお、JOCとNFでは、団体としての性質や果たすべき役割も異なることから、NFがJOCと同一の対応等を求められていると誤解しないよう注意することも必要である。

2)役員候補者選考方法等に関する規定及び定款の改定について

全面的な見直しとなることから、規程の構成そのものを変更する必要がある。

【決議内容】

- ・継続審議とする

【主な意見】

- ・継続審議事項のため、今回の議事概要では割愛

(2)第2号議案 規程の改定等について

1) 事務局規程、服務規程の改定

事務局規程の改定について、国会公式ホームページやSNSは、主にオリンピック・ムーブメント事業について発信するツールとしてオリンピック・ムーブメント専門部会が管理を行っていたが、オリンピック・ムーブメントの推進はJOC全体で果たすべき役割であることから、JOC全体の戦略的な広報のツールとして広報専門部会へ移管することとしたい。併せて、マーケティング委員会で検討しているファンサイトについても、公式ホームページやSNS等との役割分担・連携の在り方も含め、横断的に取り組むことが必要であることから、オリンピック・ムーブメント専門部会やマーケティング委員会との連携を図りつつ、管理を広報専門部会へ移管し、その業務を広報部が担当することとしたい。これにより、事務局規程のオリンピック・ムーブメント推進部及び広報部の業務内容を変更したい。

服務規程の改定について、事務局の業務改革の一環として、職員の勤怠管理のためのタイムカードを廃止し、インターネット経由で勤怠管理ができるシステムを導入することに伴い、服務規程第21条を改定したい。

| 新 | 旧 | 備考欄 |
|--|--|-----|
| 事務局規程 第7条 オリンピック・ムーブメント推進部は、次の業務を処理する。 (1)オリンピック・ムーブメントの高揚と関 | 事務局規程 第7条 オリンピック・ムーブメント推進部は、次の業務を処理する。 (1)オリンピック・ムーブメントの高揚 | |

| | | |
|---|---|-------------------------------------|
| <p>係事業の推進に関すること (2)スポーツと環境に関すること (3)加盟団体アスリートに関すること (4)日本オリンピックミュージアムに関すること (5)復興支援に関すること (6)その他前各号に関連すること</p> <p>第8条 広報部は、次の業務を処理する。 (1)広報に関すること (2)広報刊行物及びホームページに関すること (3)報道諸機関との連絡調整に関すること (4)加盟団体の広報・報道等に対する協力、指導及び必要な助成に関すること (5)国際総合競技大会等の広報・報道等に関すること (6)その他各号に関連すること</p> | <p>と関係事業の推進に関すること (2)広報刊行物及びホームページに関すること (3)スポーツと環境に関すること (4)加盟団体アスリートに関すること (5)日本オリンピックミュージアムに関すること (6)復興支援に関すること (7)復興支援に関わる関係諸機関との連絡調整に関すること (8)その他前各号に関連すること</p> <p>第8条 広報部は、次の業務を処理する。 (1)広報に関すること (2)報道諸機関との連絡調整に関すること (3)加盟団体の広報・報道等に対する協力、指導及び必要な助成に関すること (4)国際総合競技大会等の広報・報道等に関すること (5)その他各号に関連すること</p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(新設)</p> |
|---|---|-------------------------------------|

2) アンチ・ドーピング規程の改定

アンチ・ドーピング規程について、世界ドーピング防止機構(WADA)による世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)による日本アンチ・ドーピング規程が改訂されることに伴い、準拠する形で本会も現行規程の改訂を行う必要がある。

アンチ・ドーピング委員会にて協議の上、WADAによる国内オリンピック委員会(NOC)モデル規程を参考に、現行2015年版を基に必要箇所の反映を行った。主な変更点は、

- ・「教育に関する国際基準」を踏まえ、教育をより重視する内容を追加。
- ・「結果管理に関する国際基準」を踏まえ、分析機関の運営の独立性を尊重する点等を追記。
- ・規程の対象者となる範囲の表記の明確化。

理事会にて承認いただいた後、2021年1月1日より発効。併せて、英語翻訳版も作成し、今後本会公式ホームページ等にも掲載し、関係者にも周知する。なお、東京2020大会でも本規程が適用される。

【決議内容】

- 1) 事務局規程、サービス規程の改定。
- 2) アンチ・ドーピング規程の改定。

8 報告事項

報告事項について、以下の通り補足説明がなされた。

(1)その他

会議冒頭説明の通り、12月17日15時から臨時理事会を開催する。

以上